

(総合評価方式)

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
ただし、工事により建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可が必要と認められるものについては、特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会津坂下町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- (4) 町長が別に定める会津坂下町工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 資格総合点数が基準を満たしていること。

2 入札参加手続に関する事項

- (1) 入札参加者は、次の資料を持参にて提出すること。
 - ア 制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書（様式第2号）
 - イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第3号）
 - ウ 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第4号）
 - エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第5号）
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 設計図書等に関する質問は、町長が別に定める会津坂下町制限付一般競争入札試行実施要綱（平成17年告示第43号）第7条第3項に規定する設計図書質問書（様式第4号）によりFAX又は電子メールで提出すること。
- (4) その他
 - ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
 - イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
 - ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札会等に関する事項

- (1) 入札書等の提出について
入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を以下の方法により提出しなければならない。
 - ア 入札書等の提出は、持参により提出すること。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え、撤回は認めない。
 - イ 入札回数は、2回までとする。

(2) 入札結果の公表及び方法について

- ア 入札執行日の翌日から起算して2年間、入札結果を公表する。
- イ 会津坂下町のホームページ等において公表する。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法（特別簡易型）

ア 実績等の内容に応じ、下記（ア）～（ウ）の評価項目ごとに評価を実施し、点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）を与える。加算点の算出方法は、全評価項目の合計点数とし、上限は10点とする。

- （ア）企業の技術力（実績・経験等）
- （イ）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）
- （ウ）企業の地域社会に対する貢献度

イ 入札価格及び実績等に係る総合評価は、入札参加者の実績等に係る上記アにより得られた加算点と標準点（100点）の合計を当該入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 評価項目及び評価基準

別記1に記載した各評価項目について、評価基準に基づき加点する。

(3) 評価値算出価格（基準価格設定型）

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

- ア 予定価格算出の基礎となった工事積算をもとに低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。
- イ 調査基準価格以上の価格を入札した者の評価値算出価格は、入札価格とする。
- ウ 調査基準価格未満の価格を入札した者の評価値算出価格は、調査基準価格とする。

(4) 失格基準価格

予定価格算出の基礎となった工事積算をもとに失格基準価格を設定し、各項目のうち1項目でも失格基準価格を下回った場合は失格とする。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 入札参加者の資格要件等の審査

入札参加者は、制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書（様式第2号）と提出を求められた資格の確認に必要な書類に加え、提出されている実績等を証明する書類（様式第3号、第4号及び第5号の備考欄に記載された書類等）により、必要な資格及び技術評価加算点の確認を受けること。

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加者から提出のあった書類を審査した結果、入札参加資格を有していると確認した場合は、制限付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により、通知する。

(3) 入札参加不適格の通知

入札参加者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該入札参加者に理由を付して制限付一般競争入札資格不適格通知書により通知する。

(4) 入札参加不適格理由の請求

- ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。
- イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。
- ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

6 落札者決定に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び実績等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、4(1)総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、入札金額が調査基準価格を下回った場合は、会津坂下町低入札価格調査制度事務処理試行実施要領（平成17年訓令第7号）による調査を実施し、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認し、落札者を決定するものとする。
(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札者の順位を決定する。

(2) 落札者に対する通知

落札者が決定した場合は、入札後速やかに当該落札者に確実な方法により通知する。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

会津坂下町財務規則（昭和57年規則第6号）第115条第1項の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の納付は、会津坂下町工事請負契約約款（平成13年告示第47号。以下「約款」という。）第97第2項の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

8 その他

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (2) 契約は、約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、会津坂下町工事等入札心得（昭和57年告示第34号）を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加制

限を行うことがある。

(5) 配置予定の技術者について

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

入札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加制限を行うことがある。

エ 配置予定技術者の変更

配置予定技術者については、原則変更は認めない。ただし、当該工事に申請された技術者（様式第4号）の技術力以上の技術者の場合には、変更を認める。